



吾妻山の噴火警戒レベルの判定基準を改定します ～吾妻山、より適切な噴火警報の運用へ～

新たな知見のもと、噴火警戒レベルの判定基準を改定し、本日（19日）から適用します。この改定によって、より適切な噴火警報の運用に繋げることができます。

気象庁では、噴火警戒レベルを運用している全国の火山について、新たな知見が得られた場合などに、噴火警戒レベルの判定基準の見直しを図っています。

今般、吾妻山（福島県・山形県）について、最新の科学的知見を反映する等、噴火警戒レベルの判定基準の一部を別紙のとおり見直しました。本日（19日）より新たな判定基準を適用します。

【噴火警戒レベル判定基準】

気象庁ホームページの「噴火警戒レベルの判定基準」のページ（以下 URL）で公表
https://www.data.jma.go.jp/vois/data/tokyo/keikai/level/ki_junn.html

※全国的には吾妻山のほか、雌阿寒岳、焼岳及び霧島山（新燃岳）、も同様に改定します。

問合せ先：地震火山課 担当 火山防災官 細谷
電話 022-256-1965

吾妻山の噴火警戒レベル判定基準の主な変更点

2011年以降の活動活発時の観測データや知見を取り入れ、噴火警戒レベル判定基準の明確化・定量化を行い、レベル2の判定基準を改定しました。

現行

レベル	当該レベルへの引上げの基準
	<p>【火口周辺（火口から概ね1.5km以内）に影響を及ぼす噴火が発生】</p> <p>○次の現象が観測された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大きな噴石が火口から概ね1.5km以内に飛散する噴火
2	<p>【火口周辺（火口から概ね1.5km以内）に影響を及ぼす噴火の可能性】</p> <p>○次の現象が複数項目観測された場合 （現象が顕著な場合は、単独の現象でも引き上げることがある）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火山性地震が増加（100回以上/24時間）、または火口付近浅部を震源とする規模の大きい火山性地震が複数回発生 ・低周波地震が増加（前30日の総数40回以上） ・火山性微動（微小なものを除く）の発生 ・山体膨張を示す明瞭な地殻変動 ・活発な噴気活動（高さ300m以上を連日観測）、地熱域の拡大、顕著な地温の上昇など熱活動の活発化
	当該レベルからの引下げの基準
2	<p>左記のいずれの現象もみられなくなった、あるいは、地震活動が活発化前の状態に戻る傾向が明瞭になり、地殻変動、噴気活動、熱活動に活発化の傾向がみられない場合</p> <p>なお、活発化前の状態に戻る傾向が明瞭であると判断してレベル1に下げた後に、再び火山活動が高まる傾向に転じたと判断した場合は、左記の基準に達していなくてもレベル2に戻す</p>

改定後

レベル	当該レベルへの引上げの基準
	<p>【火口周辺（火口から概ね1.5km以内）に影響を及ぼす噴火が発生】</p> <p>○次の現象が観測された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大きな噴石が火口から概ね1.5km以内に飛散する噴火 ・＜視界不良時＞火山性地震や火山性微動、空振の発生状況から規模の小さい噴火と判断される場合
2	<p>【火口周辺（火口から概ね1.5km以内）に影響を及ぼす噴火の可能性】</p> <p>○次の現象が複数項目観測された場合 （現象が顕著な場合は、単独の現象でも引き上げることがある）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火山性地震が増加（100回以上/24時間）、または火口付近浅部を震源とする規模の大きい火山性地震が複数回発生 ・低周波地震が増加（前30日の総数40回以上） ・傾斜変動（浄土平傾斜計の東西成分で火口方向（西）上がりに0.1μrad以上の変化）を伴う火山性微動の発生 ・山体膨張を示す明瞭な地殻変動 ・熱活動の活発化
	当該レベルからの引下げの基準
2	<p>左記のいずれの現象が観測されなくなってから概ね1か月経過後を基本とするが、静穏時に戻る傾向が明瞭であると判断した場合、期間を短縮する。</p> <p>ただし、静穏時の状態に戻る傾向が明瞭であると判断してレベル1に下げた後に、再び火山活動が高まる傾向に転じたと判断した場合は、レベル2の引上げ基準に達していなくてもレベル2に戻す。</p>

この他、各基準の記載の体裁なども見直しました。